

令和7年度第3回千葉県国民健康保険連携会議

議事要旨

令和8年1月29日（木）

午後2時から午後4時まで

千葉県自治体職員福祉センター4階会議室で開催

議題（1）令和8年度市町村標準保険料率等の算定結果について

資料1－1から資料1－10に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

（A委員）

国民健康保険事業費納付金の減算額を増額するという県の判断には感謝している。一方で、県から市町村に対し、減算額を変更した国民健康保険事業費納付金の算定結果が送付された時期は、ちょうど予算について庁内合意を進めている段階であった。このため、減算額を増額する判断をした段階で、市町村に事前に一報を入れていただきたかった。

（B委員）

本市としても国民健康保険事業費納付金の減算額が増額されたことには感謝したい。今後、附属機関や議会において、保険料率について説明を行う必要があるが、診療報酬改定が行われたものの、国民健康保険事業費納付金の上昇は抑制されたことについて、県が決算剰余金約54億円を国民健康保険事業費納付金の減算に活用したことで、納付金の上昇が抑制されたと説明してもよいか確認したい。

（C委員）

県が公表している千葉県国民健康保険運営協議会等の資料に基づき、過去の市議会答弁においても、減算額の具体的な金額等について発言している。

（千葉県）

千葉県国民健康保険運営協議会等の資料は、県のホームページで公表されているため、対外的に公表しても差し支えない。

（C委員）

出産育児一時金に係る一般会計の繰入に係る地方財政措置廃止に配慮し、国民健康保険事業費納付金の減算額を増額したことに感謝する。

出産育児一時金に係る一般会計の繰入に係る地方財政措置が廃止された理由について確認したい。国は、廃止の理由として、出産育児一時金に関する現役世代と後期高齢者の1人当たり負担額の伸び率が揃うようにするためであるとしている。しかし、後期高齢者は全体

の負担のうち7%しか負担していないため、現役世代のほうが実際の負担額は大きいと考えられる。本件について、県として何らかの情報を把握しているか。

(千葉県)

本件については、内容を確認する。

議題（２）第２期千葉県国民健康保険運営方針の中間見直し(令和８年度末)について

資料２に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

(Ｄ委員)

令和８年４月以降に予定している保険料水準の統一目標年度及び統一後の賦課方式に関する市町村長宛て意見照会は、市長会及び町村会での説明を行った後に実施するのか。

(千葉県)

市長会及び町村会を通じて説明を行った後に、市町村長宛て意見照会を実施する予定である。

(Ｃ委員)

保険料水準の統一目標年度及び統一後の賦課方式について、市町村長への説明の場を設けることを検討いただいたことに感謝する。

保険料水準の統一時における保険料率等の試算について、東葛飾支部からの要望に対応いただいたことに感謝する。当該試算結果を第２期千葉県国民健康保険運営方針の中間見直しの際に掲載するなど、対外的に公表する予定があるか伺いたい。公表する場合には、市議会等において質問があった際に、現時点での標準保険料率の試算結果として説明できるため、助かるところである。

(千葉県)

現時点では、当該試算結果を第２期千葉県国民健康保険運営方針の中間見直しの際に掲載するなど、対外的に公表する予定はない。試算結果については、年度によって正確性が失われる可能性があるため、公表することについては慎重に検討したいと考えている。

(Ｂ委員)

当該試算結果は、保険料水準の統一目標年度を決定するための参考資料という位置づけ、すなわち、今後、統一に向けて市町村が保険料率を引き上げていく必要があるというイメージを持ってもらうための資料なんだろうと認識している。

統一保険料の水準とは何か、現在の標準保険料率の考え方で賦課することが適切であるかどうかについて、今後議論を進めていく必要があると思っている。

対外的に説明する際に、医療費の増加傾向により保険料が上がることについて理解が得られやすいが、保険料水準を統一した影響で保険料が上がることについては理解が得られにくいと考える。当該試算結果の数字が 1 人歩きしないよう対外的に公表することについては、慎重に判断していただきたい。

(千葉県)

保険料水準の統一に向けた説明として、どのような方法が最適かは、今後も千葉県国民健康保険連携会議等において相談させていただく。

議題（３）国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の改正について

資料 3-1、資料 3-2 に基づき説明。

質疑・意見等なし。

議題（４）第２期千葉県国民健康保険運営方針に基づく県の取組状況（令和 7 年度）について

資料 4 に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

(A 委員)

保険料の徴収の適正な実施に関して、県において横浜市及び川崎市に訪問したと聞いているが、どのような優良事例があったのか伺いたい。

また、医療費の適正化の今後の取組として新たに、「健診結果・レセプトデータ等の活用については、市町村が行う保健事業や医療費適正化の取組に資するよう、引き続き、データ分析を行い市町村へ情報提供するとともに分析結果を活用するための研修を実施する。併せて、分析結果をホームページで公表し、地域の医療関係者等と連携した市町村の保健事業におけるデータ活用の取組を支援していく」と記載されているが、具体的にどのような方法で支援を行うのか、補足して説明していただきたい。

(千葉県)

横浜市は、政令指定都市の中でも収納率が高い団体である。優良事例としては、滞納処分を徹底して実施していることや、横浜市職員向けの研修内容が充実していることが挙げられる。千葉県においては、横浜市職員を講師として招き、滞納対策研修を実施する予定である。川崎市からは、外国人の被保険者への対応に関する知見をいただいた。これらについては、今後の定期指導等に活かしていく考えである。

分析結果を活用するための研修については、2 月または 3 月に開催を予定している。分析結果のホームページでの公表は、昨年度から実施している。今後、KDB(国保データベース)から抽出したデータを、活用しやすいようエクセル形式に変換して掲載する予定である。分

析結果を活用することで、近隣市町村や同規模の市町村との比較が可能となり、保健事業や医療費適正化の取組に活かすことができると考えている。

(E 委員)

当市では、保険料水準の統一に向けて2年に1回、保険料の見直しを実施している。市審議会においては、保険料の引き上げに際し、国の保険料水準統一加速化プランや医療費の上昇等について説明しているが、市民の理解を得ることの難しさを感じている。

保険料水準の統一をすることで、市町村事務の効率化や医療費の適正化、収納率の向上等の広域的なメリットがあるため、統一することが千葉県にとって望ましいという前向きな説明をした上で、保険料を引き上げる必要があると考える。例えば、県単位化した当初から、県内の移動であれば高額療養費の多数回該当のカウントを引き継ぐことができるというメリットがある。今後、保険料水準の統一による市民サービスの向上といったメリットについて、千葉県国民健康保険運営方針や県のホームページ等を通じて積極的に周知広報していただきたい。

(千葉県)

保険料水準の統一に関する周知広報を行っていく必要があると認識している。

保険料水準の統一目標年度等の方向性が固まった段階で、ホームページだけでなく、県民だよりや他のメディアにおいても周知広報を実施していきたい。

(C 委員)

国民健康保険事業費納付金・標準保険料率を算定する際に使用している市町村基礎ファイルについて要望する。市町村基礎ファイルは、市町村が数値を入力し県へ提出するものである。現在は、各市町村で歳入や歳出の見込み方が様々であるため、市町村によっては国民健康保険事業費納付金や標準保険料率が高くなるケースや低くなるケースが発生している。東葛飾支部内においても、市町村基礎ファイルの入力方法に差があることで、子ども・子育て支援納付金分の標準保険料率にも差が生じている。今後、保険料水準の統一に向けて、市町村基礎ファイルの入力方法について、保険者指導やワーキンググループ等で検討する必要があると考える。

(千葉県)

保険料水準の統一に向けて、市町村基礎ファイルの入力方法について今後検討していく。

議題(5) 保険者努力支援制度について

資料5-1から資料5-5に基づき説明。

質疑・意見等なし。

その他 賦課方式の統一について

資料 6 に基づき説明。

質疑・意見等なし。

その他 要望・意見等

(C 委員)

子ども・子育て支援納付金について要望する。当市や他の一部市町村では、市議会の日程の関係上、子ども・子育て支援納付金分の保険料率について仮係数を参考に条例等を作成している。確定係数において、子ども・子育て支援納付金が上昇したため、令和 8 年度は収納が不足する可能性がある。当然、令和 8 年度中に子ども・子育て支援納付金分の保険料率を変更することはできない。

これまで、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については、仮係数から確定係数で国民健康保険事業費納付金が上がった場合、前年度からの決算剰余金を財源に、補正予算を組んで国民健康保険事業費納付金を支払っていた。しかし、令和 8 年度から始まる子ども・子育て支援納付金分については、決算剰余金が存在しない。

子ども・子育て支援納付金分の収納が不足した場合に医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を原資とした決算剰余金を活用して補うことについては、当市や東葛飾支部の一部市が県を通じて国に照会しているが、現時点では国からの回答は得られていない。しかし、国から送付された子ども・子育て支援納付金の取扱いに関する Q & A には、県の財政安定化基金の貸付事業の活用によって対応することを想定している旨の記載があった。

千葉県では財政安定化基金の貸付をした実績がないと認識している。県において、貸付することが難しい状況である場合は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を原資とした決算剰余金を活用して子ども・子育て支援納付金分の収納が不足を補うことが可能かどうか、引き続き国に対して照会していただきたい。

(千葉県)

国と直接話をする機会もあるため、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を原資とする決算剰余金を活用して、子ども・子育て支援納付金分の収納不足を補うことが可能かどうか、今後も引き続き確認していく。

また、財政安定化基金の貸付について実績はないが、制度上は貸付が可能である。今後、予算計上等については、状況を踏まえて対応していく考えである。

(B 委員)

当市では、確定係数を参考に子ども・子育て支援納付金を予算計上している。子ども・子育て支援納付金分に市の国民健康保険財政調整基金を活用するかどうか、という議論があったが、子ども・子育て支援金は国の制度であるため、活用するとしても医療分に活用すべきだという結論に至った。

また、実際、県に納付する国民健康保険事業費納付金と収納額が一致することではなく、従来の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、実態としては国民健康保険事業費納付金と収納額との差はあるが、決算上相殺してるとというのが、当市の実態である。

実務上は収納した保険料総額で、国民健康保険事業費納付金総額を賄うものとして、仮に、当市において子ども・子育て支援納付金分の収納が不足した場合は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の決算剰余金を充てざるを得ないのではないかと現時点では考えている。